

令和 7 年度

農業集落排水事業（機能強化対策）

相生市矢野北地区外処理施設機能強化対策工事

特 記 仕 様 書

矢 野 北 地 区 外

相 生 市

# 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1節 計画概要 .....	1
第2節 計画主項目 .....	3
第3節 一般事項 .....	5
第2章 細 則 .....	14
第1節 共通事項 .....	14
第3章 特記事項 .....	17
第1条 機械設備工事 .....	17
第1節 概 要 .....	17
第2節 機器製造会社の指定 .....	20
第3節 矢野中央地区 管路施設 機器設備 .....	21
第4節 矢野南地区 管路施設 機器設備 .....	23
第5節 矢野北地区 管路施設 機器設備 .....	29
第6節 配管設備 .....	45
第7節 塗装仕様 .....	46
第8節 補用品・予備品 .....	47
第9節 その他の特記事項 .....	47
第2条 電気設備工事 .....	48
第1節 概 要 .....	48
第2節 工事範囲 .....	50
第3節 機器及び主な工事材料 .....	51
第4節 その他の特記事項 .....	66

# 第1章 総 則

本仕様書は、相生市（以下「発注者」という。）が発注する農業集落排水事業（機能強化対策）に適用する。

## 第1節 計画概要

### 1. 一般概要

本施設は、矢野北地区外の生活排水（し尿及び雑排水の生活系排水）を管渠にて集水し、これを処理する施設の経年劣化による機能低下を回復するとともに、現在の一般的整備水準に機能変更を行うことにより、水処理性能の安定・向上を図るものである。

### 2. 工事名

農業集落排水事業（機能強化対策）

相生市矢野北地区外処理施設機能強化対策工事

### 3. 施設規模

#### (1) 矢野中央地区

計画処理人口	1,180 人	
計画処理水量	日平均汚水量	319 m <sup>3</sup> /日
	時間最大汚水量	38.4 m <sup>3</sup> /時

#### (2) 矢野南地区

計画処理人口	890 人	
計画処理水量	日平均汚水量	241 m <sup>3</sup> /日
	時間最大汚水量	29 m <sup>3</sup> /時

#### (3) 矢野北地区

計画処理人口	690 人	
計画処理水量	日平均汚水量	187 m <sup>3</sup> /日
	時間最大汚水量	22.5 m <sup>3</sup> /時

#### 4. 建設場所

(1) 矢野中央地区

相生市矢野町菅谷字松ヶ鼻東 630 番・631 番

(2) 矢野南地区

相生市矢野町下田字越口 169・174

(3) 矢野北地区

相生市矢野町瓜生字市ノ瀬 1064 番・1065 番

#### 5. 工 期

契約締結日の翌日から 日間する。

なお、この工期には雨天・休日等を見込んでいる。（休日等には、土・日曜日、祝日、年末年始休暇を含む。）

## 第2節 計画主項目

### 1. 矢野中央地区

- (1) 処理能力 319 m<sup>3</sup>/日 (日平均汚水量)
- (2) 処理方式 オキシデーションディッチ方式
- (3) 計画水質  
流入水質 BOD 200 mg/L  
放流水質 BOD 20 mg/L 以下

### 2. 矢野南地区

- (1) 処理能力 241 m<sup>3</sup>/日 (日平均汚水量)
- (2) 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式 (JARUS-XIV型)
- (3) 計画水質  
流入水質 BOD 200 mg/L  
放流水質 BOD 20 mg/L 以下

### 3. 矢野北地区

- (1) 処理能力 187 m<sup>3</sup>/日 (日平均汚水量)
- (2) 処理方式 連続流入間欠ばっ気方式+鉄溶液注入 (JARUS-XIV<sub>p1</sub>型)
- (3) 計画水質  
流入水質 BOD 200 mg/L  
COD 100 mg/L  
S S 200 mg/L  
T-N 43 mg/L  
T-P 5 mg/L  
放流水質 BOD 20 mg/L 以下  
COD 40 mg/L 以下  
S S 50 mg/L 以下  
T-N 20 mg/L 以下  
T-P 2 mg/L 以下

## 5. 公害防止基準

- (1) 騒音基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (2) 振動基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。
- (3) 悪臭基準値 環境の保全と創造に関する条例に準ずる。

各市町において上乗せ基準を設定している場合は、市町の設定する基準に準ずる。

## 6. 施設の概要

本施設は、汚水を処理する農業集落排水処理施設であり、当該仕様書に示された計画内容等について十分把握するものとする。

## 7. 立地条件

### (1) 地形・土質等

建設地の位置・地形・地質等は調査の上、計画及び実施するものとする。

### (2) 敷地周辺設備

- ① 電 気 監督員と協議の上、決定とする。
- ② 電 話 監督員と協議の上、決定とする。
- ③ 水 道 監督員と協議の上、決定とする。

### 第3節 一般事項

#### 1. 特記仕様書の適用

本工事は請負契約書、及び第2章第1節2項の準拠規格の他、この特記仕様書により施工しなければならない。

#### 2. 提出書類

請負人は、次の書類を提出しなければならない。

	書 類 名	提 出 期 日	備 考
契約締結時 (受注時)の 書 類	工事着手届 工事請負代金内訳書 工事請負契約書 契約保証金 工事施工計画書及び下請負人等通知書 (当初・変更) 主任技術者等経歴書 工程表 (バーチャート式)	契約時 契約後 10 日以内 契約後 7 日以内 契約締結時 // 契約締結後速やかに 契約後 7 日以内	
工事中・ 検査時の 書 類	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書 施工計画書 (当初・変更) 工事カルテ (当初・変更・完成時) 建設業退職金共済制度掛金収納書 施工体制台帳・施工体系図 工事承諾願 (機器・使用材料・施工承諾) 検査試験成績書 ミルシート (鋼材検査成績表又は検査証明書) (機器製作後の) 検査試験成績書 コンクリートの検査試験成績書 特定建設作業実施届出書 その他、官公庁への手続き 段階確認書 立会願及び立会確認書 休日作業届 週別・月別の計画工程表  工事進捗状況報告書 (月毎) 工事打合せ簿 工事日報 品質管理関係図書 出来形総括表・成果表 出来形図	契約後速やかに 契約後速やかに 契約締結後 30 日以内 契約後 10 日以内登録 契約締結後 1 ヶ月以内 下請負契約後速やかに 製作・工事施工前に  当該機器搬入時 当該機器搬入時 試験期間終了後速やかに 工事着手までに // 検査希望日の前日まで // 作業予定の前日まで 週末・工事進捗状況報 告書に添付 毎月 5 日までに その都度 // 竣工検査前 // //	

	工事完成図書 工事写真集 安全訓練等報告書 産業廃棄物管理票計量伝票 産業廃棄物管理票交付状況総括表 建設リサイクル法の完了報告 再生資源利用実施書 再生資源利用促進実施書 交通誘導員の集計表 発生土等の集計表・伝票・受入証明 建退共証紙受払簿・個人配布記録 完成届兼引渡書 請求書	// // // // // 再資源化等の完了時 竣工検査 // // // // 工事完成日まで //	
その他	事故発生報告書 指示書 請求される図書	速やかに 監督員から請負人へ その都度	

(提出図書の部数は監督員の指示に従うこと。)

### 3. 施工承諾申請図書

請負人は、発注図書に基づき工事をすすめるものとする。なお、工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により監督員の承諾を得てから着工するものとする。

尚、発注図書に疑義あるときは、発注者と打合せ確認後、承諾図作成のこと。

図書は、つぎの内容のものを提出すること。

(1) 施工詳細図

[ 機械・電気等の各工事の施工及び製作に必要な図面 ]

(2) 施工計画書

[ 工事概要, 現場組織, 工程, 仮設計画, 各種調査, 施工方法, 安全管理, その他 ]

(3) 検査要領書

(4) 計算書、検討書

(5) その他必要な図書及び提出部数は監督員の指示に従うこと。

### 4. 技術管理担当者等

- 1) 請負人は本工事に対する主任技術者、及び現場代理人を定め、その氏名・連絡先等を書面により発注者に通知しなければならない。

2) 主任技術者（管理技術者）及び現場代理人は兼ねる事ができる。

## 5. 技術管理

主任技術者は、次に掲げる技術管理を実施しなければならない。

但し、工事の進捗に伴い、必要な事項が生じた場合には次の各号に追加する事がある。

- (1) 品質管理
- (2) 写真・展開図による出来形管理
- (3) 工程表による工程管理

## 6. 品質管理

主任技術者は、それぞれ基準に定めるところにより測定又は試験を行い、管理図又は結果表を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 7. 測定・試験値による措置

主任技術者は、前条の管理図又は結果表の測定又は試験値が著しく偏重している場合、又はバラツキが大きい場合、若しくは所定の範囲に適合しない場合には、その原因を究明・解析し、施工計画の見直し等の措置を講ずると共に、その結果を監督員に報告し、工事の手直し、補強等の必要がある場合には監督員の指示に従わなければならない。

## 8. 出来形管理

主任技術者は、工事の施工の順序に従い、工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 9. 工事写真

前項の工事写真は、原則としてサービス版以上とし、工事着手前・工事中（品質管理写真を含む）及び完成の状況を撮影し、完成時に他の提出書類と同時に提出する。

提出部数は1部とし、ネガ又は電子データと共に提出のこと。

## 10. 施工後明視出来ない箇所の測定・撮影

水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視する事ができない工事の施工箇所等については、主任技術者は原則として監督員の立会いを求め、測定及び工事写真の撮影を行うものとする。

## 11. 工程管理

- 1) 主任技術者は、バーチャート式又はネットワーク式その他による実施工程表を作成し、監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図らねばならない。  
なお、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を提出しなければならない。
- 2) 災害その他の事情により工事が遅延した時は、主任技術者は直ちにその理由・原因を監督員に報告し、工程計画の修正を行うと共に、進捗度の回復に努めなければならない。
- 3) 主任技術者は、工事工程表・工事日誌・材料受払書・工事写真・点検簿・材料検査表・性能テスト表等を備えて、毎日記載すると共に、監督員が必要と認めた時は遅滞なく提出又は閲覧に供さなければならない。
- 4) 請負人は工事完了後、出来形による竣工図を提出しなければならない。

## 12. 安全管理等

- 1) 請負人は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所・氏名等の標示板を建てなければならない。（工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。）
- 2) 請負人は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- 3) 請負人は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は、相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。
- 4) 請負人は、既設工作物等に支障をおよぼさない様、必要な保護又は安全策を講じなければならない。

もし、既設工作物等に損傷を与えるか、又は止むを得ず除去する等の必要が生じた場合は、監督員に報告のうえ承諾を受けて適切な措置を講じなければならない。

- 5) 請負人は工事箇所への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難その他の事故防止について責任をもって充分管理しなければならない。

### 13. 指示・承諾

- 1) 請負人は、施工上明確でない箇所又は疑義が生じた場合、監督員の指示に従わなければならない。
- 2) 機械機器及び構造等により変更の指示があった場合、又は変更しなければならない場合は監督員と協議し承諾を受けて施工しなければならない。

### 14. 請負人の負担

請負人は、当該施設の目的・機能・性能上欠く事のできない全ての費用、保安・防災等関係法令により必要な諸手続きの費用、各種試験、検査の費用、工事施工に伴う関係監督官庁等の手続きの費用、軽易な障害で請負人の責めに帰すべきものの賠償等に要する費用、工事完了に伴う各施設の出来形と竣工図の作成費用等の工事施工に必要な全ての費用を負担するものとする。

また、本工事の施工に当り、特許・意匠等の実施権行使については、請負人が一切の責任を負うものとする。

### 15. 官公庁の手続き

請負人は、工事施工に当たって関係監督官庁等と十分協調し、必要な諸手続きを監督員の確認の上手続きし、工事の円満な進捗を図らねばならない。なお、関係監督官庁から指示等があった場合は、遅滞なく監督員に報告し、指示を受け措置しなければならない。

### 16. 設計変更

請負人は、本工事の内容に変更を生じた場合、又は監督員から変更の指示があった場合は、これに従わなければならない。

17. 工事の中止

請負人が発注者の指示に従わない場合、又は不正な行為のあった場合は、当該工事を中止させる事がある。

18. 不用材料処分

請負人は、工事が終了した時は速やかに不用材料の処分及び仮設備等を撤去し、監督員の指示に従わなければならない。

19. 撤去機器処分

請負人は、工事期間中に発生する廃機材について、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。ステンレスくず・鉄くず及び廃プラスチック類の処理については、事前に搬出先・処理方法を監督員と協議のうえ決定するものとする。また、処分を証明できる書類の整理を必ず行うこと。

20. 工事期間中の施設管理

工事期間中は、浄化槽管理者の指示に基づき、請負人の責任において、下記の項目について、実施すること。

- (1) 安定した送水が継続して得られるよう、施設の管理を行う。

## 21. 交通誘導員の資格

- 1) 本工事に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。

但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

資 格	資格条件
1・2級交通誘導警備検定合格者	・公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任者資格証の交付を受けている者 ・警備業法における指定講習を修了した者 ・警備業法施工規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）に従事した期間（実務期間）が1年以上である者

- 2) 請負人は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

請負者は、交通誘導員として交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格証（写し）
- ・指定講習修了証明証（写し）
- ・警備業法施工規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務期間）1年以上であることを証明する書類

## 22. 監督員による段階確認

- 1) 請負人は、『施設機械工事等共通仕様書 1-15-1（農林水産省農村振興局整備部設計課）監督員による検査（確認を含む）及び立会等』に従って、監督員による段階確認を受けなければならない。ただし、発注図書による、種別、細別等については監督員の判断によることのできるものとする。

- 2) 段階確認の工種については、別途監督員と協議を行うこと。
- 3) 請負人は、種別ごとの確認時期を監督員に報告しなければならない。また、監督員より、確認時期に基づいて、段階確認の実施について連絡があった場合には、速やかに段階確認を受けなければならない。

23. 排出ガス対策建設機械の使用について

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、請負人の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、請負人の都合で調達できない場合は認めないものとする。なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含）</li> <li>・空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリス、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載した建設機械</p>

24. 完成構造物の引き渡し

請負人は、完成検査等（性能試験が必要なものについては所定の試験合格確認後）で検査合格確認後速やかに発注者に対し引き渡すものとする。

25. 完成図書

請負人は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出する。

- (1) 金文字製本（竣工図、取扱説明書等） ..... 2部

なお、運転に当たって、機器の調整が必要なものは、試運転後に説明書を再整備するものとする。

- (2) 試運転報告書 ..... 2部

- (3) 単体機器試験成績書 ..... 2部

- (4) そ の 他

○ 承諾図、工事日誌、工事写真、官公庁届出書類、各種試験成績表、および保証書、  
施工計画書、議事録および指示書、材料検査簿、出来高工程管理等  
尚、上記図書類の提出形態等は監督員の指示によるものとする。

## 第2章 細 則

### 第1節 共通事項

#### 1. 設計図書の優先順位

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 特記仕様書
- (3) 実施設計図
- (4) 標 準 図

#### 2. 準拠規格

請負人は施工に際して材料・工法等を選定する場合、次の法令仕様及び規格等の最新版に準拠しなければならない。

	準 拠 規 格
1	農業集落排水処理施設 設計指針
2	浄化槽法
3	土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書【農林水産省農村振興局整備部設計課】
4	兵庫県土木工事共通仕様書
5	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
6	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
7	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
8	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
9	公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
10	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）【国土交通省大臣官房庁営繕部監修】
11	日本産業規格【JIS】
12	日本電機工業会標準規格【JEM】
13	コンクリート標準示方書【土木学会】
14	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説【日本建築学会】
15	建築基礎構造設計規準・同解説【日本建築学会】
16	建築設備耐震設計・施工指針 2014年版
17	その他関係法規・規格

### 3. 資材置場、仮設現場事務所等

請負人は資材置場、仮設現場事務所等を必要とする時、建設敷地内であれば監督員の指示により設置するものとし、敷地外の場合は監督員の承諾を受け請負人の責任において設置するものとする。

(必要のある場合は、監督員の現場管理用事務所を設置するものとする。)

なお、資材置場、仮設現場事務所内での保安等は充分配慮して設置するものとする。

### 4. 各工事との調整

本工事の各工事が関連する場合には、監督員の指示に従い、工事進捗に支障のないように調整を密に行い、相互に協力して施工しなければならない。

また、別途発注工事と現場及び工期が重なる場合についても、上記同様の調整を密に行うこと。

項 目		土木	建築	機械	電気	備 考
(1) 仮設	①工事用水道使用料金			○	○	
	②工事用電気使用料金			○	○	
	③工事用事務所			○	○	
(2) 本工事	①処理槽改修工事					
	②蓋類					
	③同上蓋受枠					
	④機械基礎					
	⑤箱穴抜、スリーブ穴抜、コア抜き					
	⑥同上穴埋工事					
	⑦機器の製作・据付			○	○	
	⑧同上塗装			○	○	
	⑨配管類の製作・据付			○		
	⑩同上塗装					
	⑪受変電設備工事					
	⑫自家発電設備工事					
	⑬運転操作設備工事				○	

項 目		土木	建築	機械	電気	備 考
(2) 本 工 事	⑭計装設備工事				○	
	⑮監視制御設備工事					
	⑯電気配管配線工事				○	
	⑰跡片付及び清掃			○	○	
(3) 試 運 転	①水張り試験					
	②試運転用電力			○		
	③試運転用水			○		流入汚水とする

## 5. 検査及び試験

### 1) 立会検査

資材・主要機器等の検査及び試験は、監督員立会の上実施するものとする。

但し、監督員が特に認めた場合は、請負人が提出する検査、又は、試験成績表に代える事が出来る。

### 2) 検査及び試験方法

検査及び試験は、予め監督員の承認を受けた検査（試験）要領書に基づき実施するものとする。

### 3) 検査及び試験の省略

公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる資材・機器については、検査及び試験を省略する事が出来る。

## 6. 保 証

### 1) 保証期間

本施設の保証期間は、正式引き渡しの日より2年間とする。

但し、監督員と請負人が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りではない。

保証期間中に生じた設計、施工、材質及び構造上の欠陥による全ての破損並びに故障等は請負人の負担で速やかに補修、改造又は取替等を行わなければならない。

但し、監督員の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

### 第3章 特記事項

#### 第1条 機械設備工事

##### 第1節 概要

本設備工事は、機能強化工事に伴う機器の撤去及び更新機器の新設等、及びそれらにより生ずる手直しまでの一切を行うもので、その概要は下記の通りである。

##### 第1項 矢野中央地区 管路施設 処分機器

本設備機器は、既設撤去後処分するものである。なお、それぞれの機器は清掃を行い処分形態に合わせて処分すること。

【処分機器一覧表】

1	No. 10 中継ポンプ (本体のみ)		

##### 第2項 矢野南地区 管路施設 処分機器

本設備機器は、既設撤去後処分するものである。なお、それぞれの機器は清掃を行い処分形態に合わせて処分すること。

【処分機器一覧表】

1	No. 2 中継ポンプ (本体のみ)		
2	No. 5 中継ポンプ (本体のみ)		
3	No. 10 中継ポンプ (本体のみ)		

第3項 矢野北地区 管路施設 処分機器

本設備機器は、既設撤去後処分するものである。なお、それぞれの機器は清掃を行い  
処分形態に合わせて処分すること。

【処分機器一覧表】

1	No. 1 中継ポンプ (本体のみ)		
2	No. 2 中継ポンプ (本体のみ)		
3	No. 5 中継ポンプ (本体のみ)		
4	No. 6 中継ポンプ (本体のみ)		
5	No. 7 中継ポンプ (本体のみ)		
6	No. 8 中継ポンプ (本体のみ)		
7	No. 12 中継ポンプ (本体のみ)		
8	No. 13 中継ポンプ (本体のみ)		

第4項 矢野中央地区 管路施設 新設機器

本設備機器は、新たに設置するものである。

【新設機器一覧表】

1	No. 10 中継ポンプ (本体のみ)		

第5項 矢野南地区 管路施設 新設機器

本設備機器は、新たに設置するものである。

【新設機器一覧表】

1	No. 2 中継ポンプ (本体のみ)		
2	No. 5 中継ポンプ (本体のみ)		
3	No. 10 中継ポンプ (本体のみ)		

第6項 矢野北地区 管路施設 新設機器

本設備機器は、新たに設置するものである。

【新設機器一覧表】

1	No.1 中継ポンプ (本体のみ)		
2	No.2 中継ポンプ (本体のみ)		
3	No.5 中継ポンプ (本体のみ)		
4	No.6 中継ポンプ (本体のみ)		
5	No.7 中継ポンプ (本体のみ)		
6	No.8 中継ポンプ (本体のみ)		
7	No.12 中継ポンプ (本体のみ)		
8	No.13 中継ポンプ (本体のみ)		

## 第2節 機器製造会社の指定

機器・工事材料の選定にあたっては、下記製造会社の製作する製品、又は同等品以上の製品とし、製作に当たって事前に、監督員と協議の上、承諾を受けるものとする。

機 器 名 称	製 造 会 社 名		
水中ポンプ	新明和工業(株)	(株)荏原製作所	(株)鶴見製作所

第 3 節 矢野中央地区 管路施設 機器設備

第 1 項 No.10中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	3.8m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.4kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	2極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	樹脂 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	樹脂 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 4 節 矢野南地区 管路施設 機器設備

第 1 項 No.2中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	4m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.75kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	<p>ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。</p> <p>(1) 着脱装置 1式(既設流用)</p> <p>(2) 吊揚用チェーン 1式(既設流用)</p> <p>(3) キャブタイヤケーブル 20m以上</p> <p>(4) スライド 1式</p> <p>(5) チェーン用フック、チェーン止め 1式(既設流用)</p> <p>(6) ガイドパイプ 1式(既設流用)</p> <p>(7) ガイドフォルダ 1式(既設流用)</p> <p>(8) ガイドフォルダ取付金具 1式(既設流用)</p> <p>(9) 基礎ボルト・ナット 1式(既設流用)</p> <p>(10) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)</p>
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動機は乾式水中形とする。</li> <li>・ 自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>・ 要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>

第 2 項 No.5中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	65A
	(2) 揚水量	0.22m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	6.5m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	JIS 10K
	(6) 電動機出力	1.5kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	<p>ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。</p> <p>(1) 着脱装置 1式(既設流用)</p> <p>(2) 吊揚用チェーン 1式(既設流用)</p> <p>(3) キャブタイヤケーブル 20m以上</p> <p>(4) スライド 1式</p> <p>(5) チェーン用フック、チェーン止め 1式(既設流用)</p> <p>(6) ガイドパイプ 1式(既設流用)</p> <p>(7) ガイドフォルダ 1式(既設流用)</p> <p>(8) ガイドフォルダ取付金具 1式(既設流用)</p> <p>(9) 基礎ボルト・ナット 1式(既設流用)</p> <p>(10) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)</p>
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動機は乾式水中形とする。</li> <li>・ 自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>・ 要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>

第 3 項 No.10中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	6m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.4kW以下
	(7) 電動機電圧	三相100V(60Hz)
	(8) 電動機極数	2極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	樹脂 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	樹脂 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	<p>ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。</p> <p>(1) 着脱装置 1式(既設流用)</p> <p>(2) 吊揚用チェーン 1式(既設流用)</p> <p>(3) キャブタイヤケーブル 20m以上</p> <p>(4) スライド 1式</p> <p>(5) チェーン用フック、チェーン止め 1式(既設流用)</p> <p>(6) ガイドパイプ 1式(既設流用)</p> <p>(7) ガイドフォルダ 1式(既設流用)</p> <p>(8) ガイドフォルダ取付金具 1式(既設流用)</p> <p>(9) 基礎ボルト・ナット 1式(既設流用)</p> <p>(10) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)</p>
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動機は乾式水中形とする。</li> <li>・ 自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>・ 要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>

第 5 節 矢野北地区 管路施設 機器設備

第 1 項 No.1中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	3.8m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.4kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 2 項 No.2中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	4.6m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.75kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	・ 予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)	
8. 特 記 事 項	・ 電動機は乾式水中形とする。	
	・ 自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。	
	・ 要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。	

第 3 項 No.5中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	65A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	9m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	JIS 10K
	(6) 電動機出力	2.2kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 4 項 No.6中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	3.6m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.4kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 5 項 No.7中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	6.4m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.75kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 6 項 No.8中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	5.3m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.75kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	<p>ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。</p> <p>(1) 着脱装置 1式(既設流用)</p> <p>(2) 吊揚用チェーン 1式(既設流用)</p> <p>(3) キャブタイヤケーブル 20m以上</p> <p>(4) スライド 1式</p> <p>(5) チェーン用フック、チェーン止め 1式(既設流用)</p> <p>(6) ガイドパイプ 1式(既設流用)</p> <p>(7) ガイドフォルダ 1式(既設流用)</p> <p>(8) ガイドフォルダ取付金具 1式(既設流用)</p> <p>(9) 基礎ボルト・ナット 1式(既設流用)</p> <p>(10) その他必要なもの 1式(既設流用できない場合の付属品を含む)</p>
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電動機は乾式水中形とする。</li> <li>・ 自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>・ 要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>

第 7 項 No.12中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	5.4m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.75kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

第 8 項 No.13中継ポンプ(本体のみ)

【使用目的】

本機は、中継ポンプ槽に設置し、流入汚水を移送するものである。

1. 形 式	水中汚水汚物ポンプ	
2. 数 量	2台	
3. 要 項	(1) 口径	50A
	(2) 揚水量	0.16m <sup>3</sup> /分以上
	(3) 全揚程	3.7m以上
	(4) 取扱液	汚水
	(5) フランジ規格	ねじ込み
	(6) 電動機出力	0.4kW以下
	(7) 電動機電圧	三相200V(60Hz)
	(8) 電動機極数	4極
	(9) 電動機起動方式	直入
4. 材 質	(1) ケーシング	FC200 又は同等品以上
	(2) シャフト	ステンレス鋼 又は同等品以上
	(3) インペラ	FC200 又は同等品以上
5. 塗 装	(1) 外面	製造者標準
	(2) 内面	製造者標準

6. 付 属 品	ポンプ1台につき下記のものを取り付ける。	
	(1) 着脱装置	1式(既設流用)
	(2) 吊揚用チェーン	1式(既設流用)
	(3) キャブタイヤケーブル	20m以上
	(4) スライド	1式
	(5) チェーン用フック、チェーン止め	1式(既設流用)
	(6) ガイドパイプ	1式(既設流用)
	(7) ガイドフォルダ	1式(既設流用)
	(8) ガイドフォルダ取付金具	1式(既設流用)
	(9) 基礎ボルト・ナット	1式(既設流用)
	(10) その他必要なもの	1式
7. 予 備 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備銘板(SUS 304)×1枚/台(取付ビス付)</li> </ul>	
8. 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動機は乾式水中形とする。</li> <li>自動復帰形のモータ保護装置(外部信号無し)を内蔵すること。</li> <li>要項を満たす場合のインペラの形状は、原則としてボルテックス形とする。</li> </ul>	

## 第6節 配管設備

1. 一般仕様書によるほか、設計図に従って配管するものとする。
2. 配管材料は、原則として次の材料で行うこと。

[	空気配管	………	配管用ステンレス鋼鋼管 ( JIS G 3459 )
			50A以下 SUS 304 TP, Sch 40
			65A以上 SUS 304 TP, Sch 20s
	その他	………	配管用ステンレス鋼鋼管 及び 硬質塩化ビニル管 (VP, VU, VW)

ステンレス管の継手は原則として、

- ① 50A以下はネジコミ継手とし、65A以上はフランジ継手とする。
  - ② フランジは JIS 10 kg/cm<sup>2</sup>Gとする。
3. 管支持材は、原則として次の材料で行うこと。

[	配管材	VP	→	支持材	SUS 304	]
		〃		〃	SUS 304	

尚、図面に明記が無くとも必要な場所には管支持を施すこと。

4. 弁仕様〔原則として下記による〕

- 空気配管

ブロワ廻り	10K外ネジ仕切弁 ( JIS B 2031 )
調整部	10K玉形弁 ( JIS B 2031 及び 2011 )
その他	10Kボール弁

- 汚水・汚泥配管

ボール弁・仕切弁	JIS B 2031 (10K 外ネジ) ステンレス製 or PVC製
逆止弁	JIS B 2031 ステンレス製 or PVC製

5. 配管完了後、通気・通水試験を実施すること。
6. 配管サポートを含め、槽内防水部に設備を据付ける場合、防水部を貫通する個所は、止水を考慮した方法とすること。
7. 弁類には、名称を記入した札 (アクリル製) を取り付けるものとする。
8. 請負人が溶接を行う場合は、その溶接の施工実績または溶接施工試験実績を提出し、監督員の承諾を得るものとする。

## 第7節 塗装仕様

1. 機械設備は、全て塗装を行うものとするが、ステンレス製品および樹脂製品は、この限りではない。また、塗装を行わないものについては、溶接部、仕上げ、汚れ等を除去し、見栄えよくすること。

塗装要領は、下記のとおりとする。

ただし、電動機、ブロワ等の汎用製品については、監督員と協議の上、塗装仕様を変更することができる。

### (塗装要領)

- (1) 各機器（配管、盤関係を除く。）の塗装は、工場における試運転終了後、下地の錆落としを十分に行って工場塗装2回塗（錆び1回、中塗装1回）現場塗装2回（仕上塗装2回）計4回塗装を行うことを標準とする。
- (2) 指定色（仕上色）、及び塗装の品質については、あらかじめ資料および見本を監督員に提出、承諾を得てから使用するものとする。
- (3) 上記（1）、（2）については、製造者標準の場合は除外する。但し、承認図に塗装仕様明記のこと。
- (4) 配管塗装の色別（行う場合）、流れ方向および管、機器名称等については、監督員と十分打合せの上指示されたとおり実施するものとする。

## 第8節 補用品・予備品

供用開始後に必要な薬品・オイル等を納入すること。納入に先立って補用品及び予備品リストを作成し、監督員の承認を得ること。

数量は100%とする。但し、消耗品（オイル類）については協議による。

- ・ ポンプ・ブロワ類の予備品

ベルト・その他必要なもの。

- ・ オイル類

ポンプ・ブロワ等に必要なオイル及びグリース（グリースガン共）

その他必要と思われるものについても補用品・予備品を納入する。

## 第9節 その他特記事項

### 1. 機器付属専用ケーブル

機器付属専用ケーブル長さについては、事前に現地確認を行い十分な延長を考慮し製作を行うこと。

### 2. 口径

ポンプ等の口径を変更する場合は、監督員と協議を行うこと。但し変更により必要となる配管等の改造にかかる費用は、受注者にて負担するものとする。

### 3. 付属品

既設流用の付属品（着脱装置等）を変更する場合は、監督員と協議を行うこと。但し変更により必要となる仮設費等の費用は、受注者にて負担するものとする。

## 第2条 電気設備工事

### 第1節 概要

#### 第1項 工事内容

本設備工事は、機能強化工事に必要な電気設備を施工するもので、その内容は下記の通り。

- (1) 矢野南地区 管路施設 運転操作・計装設備工事
- (2) 矢野北地区 管路施設 運転操作・計装設備工事
- (3) 試運転調整

本設備工事の施工範囲は、上記の設計・製作・搬入・据付・配管・配線及び塗装工事並びに試運転調整及びそれにより生ずる手直しまでの一切を行うものとする。

#### 第2項 施工業者

本工事は現状の処理機能全てを維持しながら施工を行うため、処理工程を理解し、各種機器や制御盤類の動作状況の把握を確実に行う必要がある。よって、処理に対する専門知識を有し、処理施設の運転操作に精通した業者において施工を行うこと。

### 第3項 製造業者の指定

機器・工事材料の選定にあたっては、下記製造会社の製作する製品、又は同等品以上の製品とし、製作に当たって事前に、監督員と協議の上、承諾函を受けるものとする。

#### (1) 機器

##### ① 配電盤類

関西機電工業(株)、新納電機(株)、(株)鶴見製作所、新明和工業(株)

##### ② 水位計(圧力投込式)

新明和工業(株)、愛知時計電機(株)、(株)荏原製作所、JFEアドバンテック(株)  
(株)ジェイテクト、(株)鶴見製作所

#### (2) 工事材料

##### ① 電線・ケーブル

三菱電線工業(株)、(株)フジクラ、住電日立ケーブル(株)、古河電気工業(株)  
昭和電線ケーブルシステムズ(株)、矢崎総業(株)、西日本電線(株)

##### ② 電線管類

パナソニックエコソリューションズSPT(株)、日鉄鋼管(株)、丸一鋼管(株)

## 第2節 工事範囲

### 第1項 矢野南地区 管路施設 運転操作・計装設備工事

本工事は、既設管路施設 運転操作・計装設備関係の改修工事を行うもので、内容は下記の通りである。

- (1) No. 2 中継ポンプ盤 (改修)
- (2) No. 5 中継ポンプ盤 (改修)
- (3) No. 7 中継ポンプ盤 (改修)
- (4) No. 10 中継ポンプ盤 (宅内用)
- (5) 中継ポンプ槽水位計
- (6) 中継ポンプ槽レベルスイッチ
- (7) その他上記に伴う諸工事

### 第2項 矢野北地区 管路施設 運転操作・計装設備工事

本工事は、既設管路施設 運転操作・計装設備関係の改修工事を行うもので、内容は下記の通りである。

- (1) No. 1、2、6～8、12、13 中継ポンプ盤 (改修)
- (2) No. 5 中継ポンプ盤 (改修)
- (3) 中継ポンプ槽水位計
- (4) 中継ポンプ槽レベルスイッチ
- (5) その他上記に伴う諸工事

### 第3節 機器及び主な工事材料

#### 第1項 矢野南地区 管路施設 運転操作・計装設備工事

##### (1) No.2中継ポンプ盤(改修)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

- |      |                       |
|------|-----------------------|
| ① 形式 | 屋外自立形                 |
| ② 数量 | 1式                    |
|      | ・ No.2中継ポンプ場 (0.75kW) |

#### 改修内容

##### 1) 経年劣化部品の交換

中継ポンプ盤の経年劣化部品の交換を行う。

① 収納機器(盤内)	切替カバースイッチ DCS 3P 30A	1個
	サーキットプロテクタ CP 2P 30AF	5個
	漏電遮断器 ELCB 3P 50AF	3個
	漏電遮断器 ELCB 2P 50AF	2個
	電磁接触器 MC 2.2kW以下	2個
	低圧進相コンデンサ 30 $\mu$ F以下	2個
	盤内照明(LED) AC100V	1個
	補助リレー	30個
	液面リレー	1個
	交互リレー	1個
	ディテクトリレー	2個
	3Eリレー	2個
	タイマー	4個
	温度スイッチ	2個
	換気扇 AC100V	1個
	スペースヒータ	1個
	電源用避雷器	2個
	電流計(赤指針付)	2個

積算時間計	2個
角形表示灯用LED球	12個
丸形表示灯用LED球	2個
ブザー	1個
ヒューズ	1式
その他必要なもの	1式

② 特記事項

- ・ 盤改修時も施設に汚水の流入があるため送水機能に支障のないよう改修を行うこと。
- ・ 既設部品の撤去を行う。
- ・ 試運転調整を行う。

(2) No.5中継ポンプ盤(改修)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

- ① 形式 屋外自立形
- ② 数量 1式
  - ・ No.5中継ポンプ場 (1.5kW)

改修内容

1) 経年劣化部品の交換

中継ポンプ盤の経年劣化部品の交換を行う。

① 収納機器(盤内)	切替カバースイッチ DCS 3P 30A	1個
	サーキットプロテクタ CP 2P 30AF	5個
	漏電遮断器 ELCB 3P 50AF	3個
	漏電遮断器 ELCB 2P 50AF	2個
	電磁接触器 MC 2.2kW以下	2個
	低圧進相コンデンサ 30 $\mu$ F以下	2個
	盤内照明(LED) AC100V	1個
	補助リレー	29個
	液面リレー	1個
	交互リレー	1個
	ディテクトリレー	2個
	3Eリレー	2個
	タイマー	4個
	温度スイッチ	2個
	換気扇 AC100V	1個
	スペースヒータ	1個
	電源用避雷器	2個
	電流計(赤指針付)	2個

積算時間計	2個
角形表示灯用LED球	12個
丸形表示灯用LED球	2個
ブザー	1個
ヒューズ	1式
その他必要なもの	1式

② 特記事項

- ・ 盤改修時も施設に汚水の流入があるため送水機能に支障のないよう改修を行うこと。
- ・ 既設部品の撤去を行う。
- ・ 試運転調整を行う。

(3) No.7中継ポンプ盤(改修)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

- ① 形式 屋外自立形
- ② 数量 1式
  - ・ No.7中継ポンプ場 (1.5kW)

改修内容

1) 経年劣化部品の交換

中継ポンプ盤の経年劣化部品の交換を行う。

① 収納機器(盤内) 切替カバースイッチ DCS 3P 30A	1個
サーキットプロテクタ CP 2P 30AF	5個
漏電遮断器 ELCB 3P 50AF	3個
漏電遮断器 ELCB 2P 50AF	2個
電磁接触器 MC 2.2kW以下	2個
低圧進相コンデンサ 30 $\mu$ F以下	2個
盤内照明(LED) AC100V	1個
補助リレー	28個
液面リレー	1個
交互リレー	1個
ディテクトリレー	2個
3Eリレー	2個
タイマー	3個
温度スイッチ	2個
換気扇 AC100V	1個
スペースヒータ	1個
電源用避雷器	2個

電流計(赤指針付)	2個
積算時間計	2個
角形表示灯用LED球	12個
丸形表示灯用LED球	2個
ブザー	1個
ヒューズ	1式
その他必要なもの	1式

② 特記事項

- ・ 盤改修時も施設に汚水の流入があるため送水機能に支障のないよう改修を行うこと。
- ・ 既設部品の撤去を行う。
- ・ 試運転調整を行う。

(4) No.10中継ポンプ盤(宅内用)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

① 形式	屋外装柱形	
② 数量	1面	
③ 仕様	設計図参照	
④ 材質	ステンレス製	
⑤ 収納機器(盤内)	配線用遮断器	1式
	漏電遮断器	1式
	サーキットプロテクタ	1式
	電磁開閉器	1式
	温度スイッチ	1式
	換気扇	1式
	スペースヒータ	1式
	電源用避雷器	1式
	リレー類	1式
	タイマー類	1式
	ブザー	1式
	操作スイッチ	1式
	銘板類	1式
	端子台	1式
	ヒューズ	1式
	投込式水位計変換器設置スペース	1式
	その他必要なもの	1式
⑥ 収納機器(盤面)	パトライト	1式
	銘板類	1式
	表示灯	1式
	通気孔	1式
	ハンドル(鍵付き)	1式
	その他必要なもの	1式
⑦ 付属品	取付金具(亜鉛めっき)	1式

(5) 中継ポンプ槽水位計

本計測装置は、ポンプの自動運転を目的とする。

- |            |                              |    |
|------------|------------------------------|----|
| ① 形式       | 投込圧力式                        |    |
| ② 数量       | 4組                           |    |
| ③ 測定範囲(最大) | 0～5m                         |    |
| ④ 構成       | 検出器                          | 1台 |
|            | 変換器(水位設定付)                   | 1台 |
| ⑤ 付属品      | 避雷器(必要な場合) 1式                |    |
|            | 専用ケーブル(20m以上) 1式             |    |
|            | 吊上げ用チェーン(SUS) 1式             |    |
|            | その他必要なもの 1式                  |    |
| ⑥ 特記事項     | ・ 満水警報用のレベルスイッチ(1個)は撤去しないこと。 |    |

(6) 中継ポンプ槽レベルスイッチ

本計測装置は、中継ポンプ槽の異常高水位、及びポンプの自動運転を目的とする。

① 形式	浮子転倒式	
② 数量	4個	
③ 仕様	1点式	
④ 構成	フリクト式レベルスイッチ	1個
	専用ケーブル(20m以上)	1式
	その他必要なもの	1式

第2項 矢野北地区 管路施設 運転操作・計装設備工事

(1) No.1、2、6～8、12、13中継ポンプ盤(改修)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

- |      |                        |
|------|------------------------|
| ① 形式 | 屋外自立形                  |
| ② 数量 | 7式                     |
|      | ・ No.1中継ポンプ場 (0.4kW)   |
|      | ・ No.2中継ポンプ場 (0.75kW)  |
|      | ・ No.6中継ポンプ場 (0.4kW)   |
|      | ・ No.7中継ポンプ場 (0.75kW)  |
|      | ・ No.8中継ポンプ場 (0.75kW)  |
|      | ・ No.12中継ポンプ場 (0.75kW) |
|      | ・ No.13中継ポンプ場 (0.4kW)  |

改修内容

1) 経年劣化部品の交換

中継ポンプ盤の経年劣化部品の交換を行う。

- |            |                       |    |
|------------|-----------------------|----|
| ① 収納機器(盤内) | 配線用遮断器 MCCB 3P 30AF   | 1個 |
|            | 配線用遮断器 MCCB 2P 30AF   | 1個 |
|            | 切替カバースイッチ DCS 3P 30A  | 1個 |
|            | サーキットプロテクタ CP 2P 30AF | 2個 |
|            | 漏電遮断器 ELCB 2P 50AF    | 2個 |
|            | 漏電遮断器 ELCB 3P 30AF    | 2個 |

電磁接触器 MC 2.2kW以下	2個
低圧進相コンデンサ 30 $\mu$ F以下	2個
盤内照明(LED) AC100V	1個
補助リレー	27個
液面リレー	1個
交互リレー	1個
ディテクトリレー	2個
3Eリレー	2個
タイマー	3個
温度スイッチ	2個
換気扇 AC100V	1個
スペースヒータ	1個
電源用避雷器	1個
電圧計	1個
電流計(赤指針付)	2個
積算時間計	2個
角形表示灯用LED球	12個
丸形表示灯用LED球	2個
ブザー	1個
ヒューズ	1式
その他必要なもの	1式

② 特記事項

- ・ 盤改修時も施設に汚水の流入があるため送水機能に支障のないよう改修を行うこと。
- ・ 既設部品の撤去を行う。
- ・ 試運転調整を行う。

(2) No.5中継ポンプ盤(改修)

本盤は、中継ポンプ場に設置し、中継ポンプ場の運転操作及び監視に必要な制御機器類を収納するためのものである。

- ① 形式 屋外自立形
- ② 数量 1式
  - ・ No. 5中継ポンプ場 (2.2kW)

改修内容

1) 経年劣化部品の交換

中継ポンプ盤の経年劣化部品の交換を行う。

① 収納機器(盤内)	配線用遮断器 MCCB 3P 50AF	1個
	配線用遮断器 MCCB 2P 30AF	1個
	切替カバースイッチ DCS 3P 60A	1個
	サーキットプロテクタ CP 2P 30AF	2個
	漏電遮断器 ELCB 2P 50AF	2個
	漏電遮断器 ELCB 3P 30AF	2個
	電磁接触器 MC 2.2kW以下	2個
	低圧進相コンデンサ 40 $\mu$ F以下	2個
	盤内照明(LED) AC100V	1個
	補助リレー	27個
	液面リレー	1個
	交互リレー	1個
	ディテクトリレー	2個
	3Eリレー	2個
	タイマー	3個
	温度スイッチ	2個
	換気扇 AC100V	1個
	スペースヒータ	1個

電源用避雷器	1個
電圧計	1個
電流計(赤指針付)	2個
積算時間計	2個
角形表示灯用LED球	12個
丸形表示灯用LED球	2個
ブザー	1個
ヒューズ	1式
その他必要なもの	1式

② 特記事項

- ・ 盤改修時も施設に汚水の流入があるため送水機能に支障のないよう改修を行うこと。
- ・ 既設部品の撤去を行う。
- ・ 試運転調整を行う。

(3) 中継ポンプ槽水位計(専用ケーブル20m以上)

本計測装置は、ポンプの自動運転を目的とする。

① 形式	投込圧力式	
② 数量	8組	
③ 測定範囲(最大)	0～5m	
④ 構成	検出器	1台
	変換器(水位設定付)	1台
⑤ 付属品	避雷器(必要な場合) 1式	
	専用ケーブル(20m以上) 1式	
	吊上げ用チェーン(SUS) 1式	
	その他必要なもの 1式	

(4) 中継ポンプ槽レベルスイッチ(専用ケーブル20m以上)

本計測装置は、中継ポンプ槽の異常高水位、及びポンプの自動運転を目的とする。

① 形式	浮子転倒式	
② 数量	8個	
③ 仕様	1点式	
④ 構成	フリクト式レベルスイッチ	1個
	専用ケーブル(20m以上)	1式
	その他必要なもの	1式

#### 第4節 その他の特記事項

##### (1) 電気配管配線工事

- ① 動力ケーブルと機械付属ケーブルとの接続は、ボルトとナットにて行い、自己融着テープにて処理した後ビニールテープで完成させること。
- ② 金属製の露出配管・プルボックス・サポート類及び監督員の特に必要と認めた箇所は下地処理（プライマー等）後、中塗（白）・上塗（仕上色）塗装後に取付け、施工後タッチアップ補修すること。（但し、ステンレス・アルミ・特殊ライニング製品は除く）
- ③ 電線管の覆蓋貫通部は、切欠きを行うこと。

##### (2) 総合試運転

- ① 機械設備工事との組合せ試験を総合的に行い、当初の処理水質と同等程度を確保するまで責任をもつこと。